

想定問答集

Q1 保険料率はどのようにして決まったのか？

A1 平成20・21年度の保険料率（所得割率8.80%と均等割額48,440円）については、広域連合が保険給付等に必要な費用を算出し、県内の被保険者数とその所得情報を基に計算しました。保険料率は2年間ごとに見直しを行い、その都度広域連合の議会で決定します。

Q2 報道等で基礎年金平均が63万なのに、保険料平均61,805円と聞いたが高くないか？

A2 その数字は、各個人の保険料の総額を単純に人数で割ったものでありますから、個人個人の保険料とは直接関係がありません。保険料は各個人の所得水準や世帯の構成等により異なります。ちなみに年金収入63万円の方はもちろん、一人世帯で年金収入153万円までは均等割14,532円です。保険料が61,805円になるのは年金収入だと1,791,966円の方になります。

Q3 22年度以降、保険料率は上がるのか？

A3 保険料率は原則として2年ごとに見直しを行いますが、医療給付費などを基に保険料率を算定しますので、見直しを行う時点での給付費の見込額と加入者数、所得などにより変わります。

Q4 今加入中の国民健康保険や社会保険はどうなるのか？

A4 75歳以上の方及び65歳以上74歳未満で一定の障害の状態にあると広域連合が認めた方は、平成20年4月から後期高齢者医療制度に加入しますので、現在加入中の保険は平成20年3月末までで脱退していただくこととなります。

Q5 保険料率は県内統一なのか？

A5 県内統一の保険料率ですが、平成15年から17年度に医療費が県平均を20%以上下回った市町村（沖縄県では6市町村）については、制度開始から6年間、県内統一の保険料率よりも低い保険料率となります。

Q6 保険料はどのようにして決まるのか？

A6 保険料は所得割額と均等割額の合計が年間保険料となります。

想定問答集

Q7 所得割額はどのようにして計算するのか？

A7 総所得金額（収入から必要経費（公的年金等控除額、給与控除額など）を差し引いた金額）から基礎控除の33万円を除いた残りに所得割率の8.80%を掛けた分が所得割額となります。

Q8 保険料は国保と比較して高いのか？

A8 国保は均等割、平等割、所得割、資産割の4方式で、後期高齢者は均等割、所得割の2方式で基本的な課税方式が異なり一概には言えません。資産割を支払っている世帯においては負担減になることもありますが、夫婦世帯の場合は世帯単位ではなく個人単位で賦課されるため負担増となります。

いずれにせよ、将来にわたっての医療を支えていくためには必要な制度であり、ご負担について皆様のご理解を得たいと考えます。

Q9 収入は年金のみだが、所得割額は年金額でどれくらいの金額から掛かるのか？

A9 所得税や介護保険料を差し引く前の年金収入額が153万円以上の場合に所得割額が掛かります。

※ 年金振込み額は介護保険料が差し引かれた後の金額ですので、振込み額×6＝年間年金収入額とはなりません。ご注意ください。

Q10 保険料は年金からの天引きと聞いたが？

A10 年額18万円以上の年金を受給されている方については原則として平成20年4月から年金からの天引きで保険料を納付していただきます。年金天引きの対象者については、平成20年4月に広域連合と市町村から年間保険料や納入用等についての通知書を送付します。

Q11 平均保険料が82,100円と報道であったが実際にはどうなのか？

A11 82,100円は、低所得者に対する軽減（定率軽減7・5・2割）前の一人当たり保険料であり、61,805円が実際に支払う平均保険料になります。なおこれには被用者保険被扶養者軽減分が含まれておりませんので、実際にはもっと低い平均保険料（約5万5900円）になります。

Q12 徴収率98%ということだが、年金の特別徴収は介護保険でも8割であり見込が高すぎないか？

A12 98%は全国平均収納率で、県内の国保における75歳以上世帯主の世帯収納率では

想定問答集

99%以上であり、新たに特別徴収が導入される事を考えると高すぎる数字ではないと思います。

Q13 現在、社会保険の被扶養者であるが保険料はいつから納付するのか？

A13 社会保険の被扶養者であった方については、平成20年度の保険料は均等割額の20分の1（2,422円）を納付します。20年4～9月は納めていただく必要はありませんので、20年10月から納付となります。

平成21年度の保険料は均等割額の2分の1（年間保険料24,220円）のみとなりますが、所得が少ない方については別途均等割額の7割減額（年間保険料14,532円）が適用となる場合もあります。

Q14 報道等で保険料が安くなる人がいると聞いたが？

A14 本人や同居する世帯の所得に応じて均等割額を7割・5割・2割減額する措置があります。対象となる方は県内の111,284名の内、7割（約60,000人）5割（約4,000人）2割（約7,000人）となっています。

Q15 賦課限度額は50万円であるが、夫婦で100万円まで賦課するのは高すぎないか？

A15 夫婦で100万円賦課されるのは、それぞれに約513万円以上の所得がある方々であり、ほとんどいないと考えています。なお、県内の限度額の方は約2,000人います。

Q16 市町村独自での減免の措置はできるのか？

A16 保険料賦課は広域連合なので広域連合減免規定による措置となるため、市町村独自による減免はできません。

Q17 保険料を納めないとどうなるのか？

A17 正当な理由なく保険料を納期限内に納めない場合、制度上、被保険者証の有効期限が短くなったり、医療費負担10割の資格証明書を発行する場合があります。しかしながら、収入の著しい減少等の際には保険料の減免、猶予も定められておりますので、早めに窓口までご相談に来ていただきたいと思います。

Q18 広域連合ではりきゅう等助成事業を行わないのか。

A18

1. 広域連合では、はりきゅう等助成事業を実施しない。
2. これは、

想定問答集

- (1) 施術所がない市町村も多く、被保険者にとって受診できる環境が整っていないこともあり、市町村間での不公平が生じる。
- (2) 県内 41 市町村で「はりきゅう等助成事業」を実施しているのは 17 市町村と半数以下である。
- (3) 現在実施している市町村での助成内容（回数や助成額など）にばらつきがあるため、広域連合で実施する場合、助成内容を統一するのが難しい。
- (4) 国保で助成を実施していた市町村は後期高齢者が抜ける分の費用を市町村独自の事業として実施することによるものである。

【参考】

「はりきゅう等に関する県内調査集計（平成 19 年 7 月 23 日広域連合調査）より」

◎はり・きゅう等助成事業を実施している 17 市町村
実施していない 24 市町村

◎市町村内に施術所がある 27 市町村
ない 14 市町村

Q 1 9 後期高齢の健診で自己負担は発生するのか。

A 1 9

1. 国は、本人負担について、課税世帯 3 割、非課税世帯 1 割を費用徴収基準額という考え方を示しており、当広域連合においても、自己負担は課税世帯約 3 割、非課税世帯約 1 割とすることとしている。
2. 健診の費用については、財源が保険料であり、健診を受診する人と受診しない人との公平なバランスを図り、保険料の上昇を抑えるためにも自己負担額を徴収する必要があると考えている。

Q 2 0 特定健診の自己負担額より重くなるのは問題ではないか。

A 2 0 国保の特定健診についても、国の費用徴収基準額通り徴収した場合、特定健診と後期高齢者の健診の負担額は同額となるが、個々の市町村が徴収基準以下の自己負担額を徴収する場合、差が生じるのはやむを得ないと考えている。

Q 2 1 後期高齢者はどのように健診を受診するのか

A 2 1 後期高齢者の健康診査は、各市町村から受診券及び受診の案内を送ります。

集団健診の場合、今までの住民健診と同様、保健センター及び、公民館等で受診できます。
個別健診の場合、医療機関へ予約が必要となります。

想定問答集

Q 2 2 生活習慣病で既に受診している人は対象とはならないのか

A 2 2 すでにかかりつけ医のもとで受診している者、長期入院、施設入所者については、必ずしも実施する必要はありませんが本人の希望があれば受診は可能です。

Q 2 3 後期高齢者は保健指導を受けられないのか。

A 2 3 希望者に対し、健康増進法に基づいて各市町村が保健指導を実施します。

Q 2 4 なぜ葬祭費は2万円なのか。市町村国保の場合より、低い支給額となる場合もあり、問題が無いのか。

A 2 4 現在の県内市町村国保における支給額の平均がおよそ2万円となっていること、九州各県においても5県が2万円の支給を予定していることなどから、当広域連合における葬祭費支給額を2万円とした。

当広域連合としては、葬祭費に対する公費負担がなく、葬祭費の支給額が全額保険料に転化されることから、一層の引き上げは困難と考えている。

Q 2 5 新しい医療制度の周知が不十分ではないか。

A 2 5

1. 来年の4月に向けて、新しい医療制度の周知を徹底することが重要であると考えている。
2. 広域連合としては、
 - ①自治体窓口、病院、自治会館へのポスターの配布
 - ②市町村への住民説明会の依頼
 - ③住民説明会用及び全戸配布用のパンフレットの市町村への配布
 - ④市町村の広報誌への随時掲載依頼
 - ⑤県の広報誌及び広報番組の活用
 - ⑥平成20年度4月のテレビ、ラジオCM
 - ⑦平成20年3月の被保険者証配布時のリーフレットの同封
 - ⑧老人クラブ連合会、医師会等に対する制度の説明等を行うこととしているところである。